

資料 1

目黒区の状況

1 総人口

区の推計では、総人口は令和7年をピークに減少傾向と予測しています。

人口、世帯数

【推移】

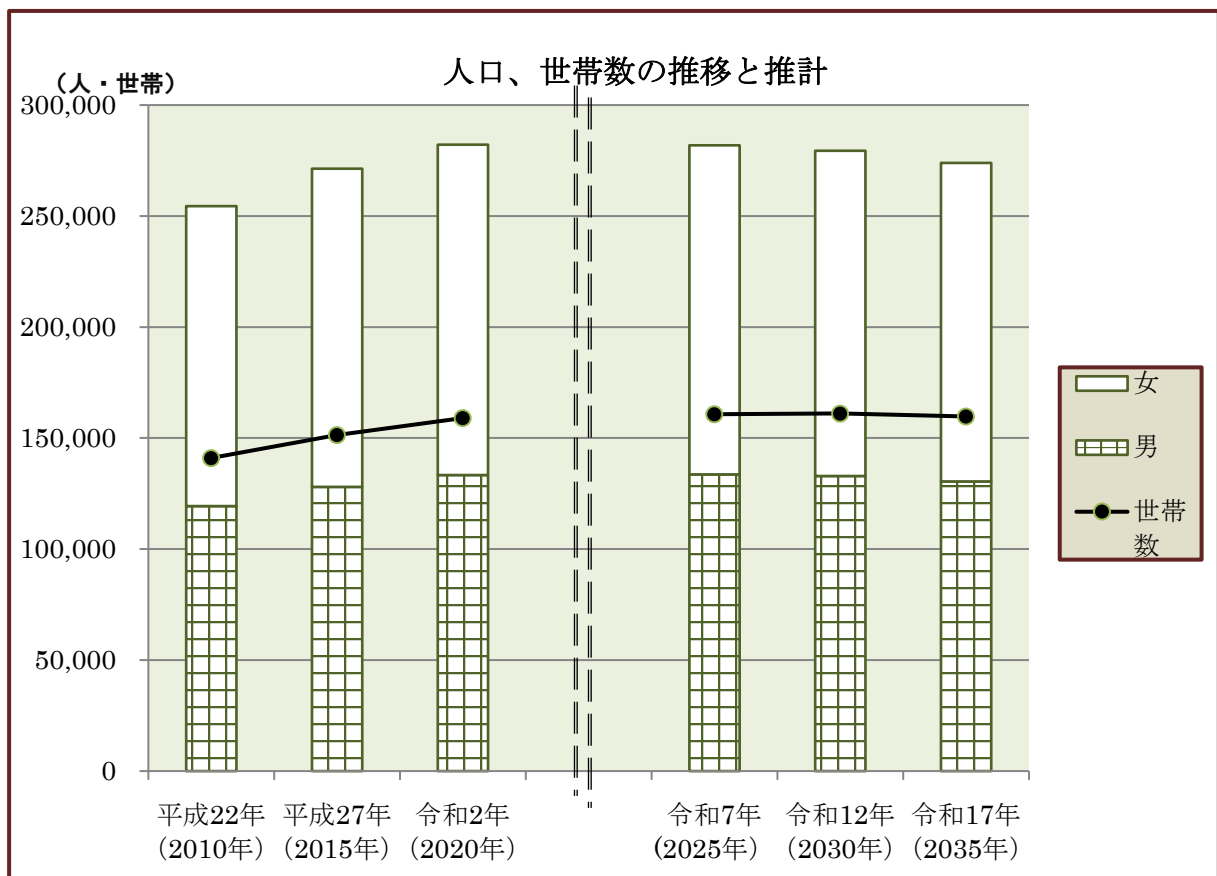
(人・世帯)

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
男	119,373	128,068	133,331
女	135,134	143,333	148,751
総人口	254,507	271,401	282,082
世帯数	141,030	151,351	158,985

【推計】

(人・世帯)

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)
男	133,676	132,848	130,480
女	148,164	146,582	143,522
総人口	281,840	279,430	274,002
世帯数	160,691	161,094	159,721



【資料】

推移は住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

推計は目黒区人口・世帯数の予測（住民基本台帳ベース）

2 年齢3区分別人口数・高齢化率の推移と推計

高齢人口及び高齢化率は年々増加しており、区の推計では今後も増加傾向と予測しています。

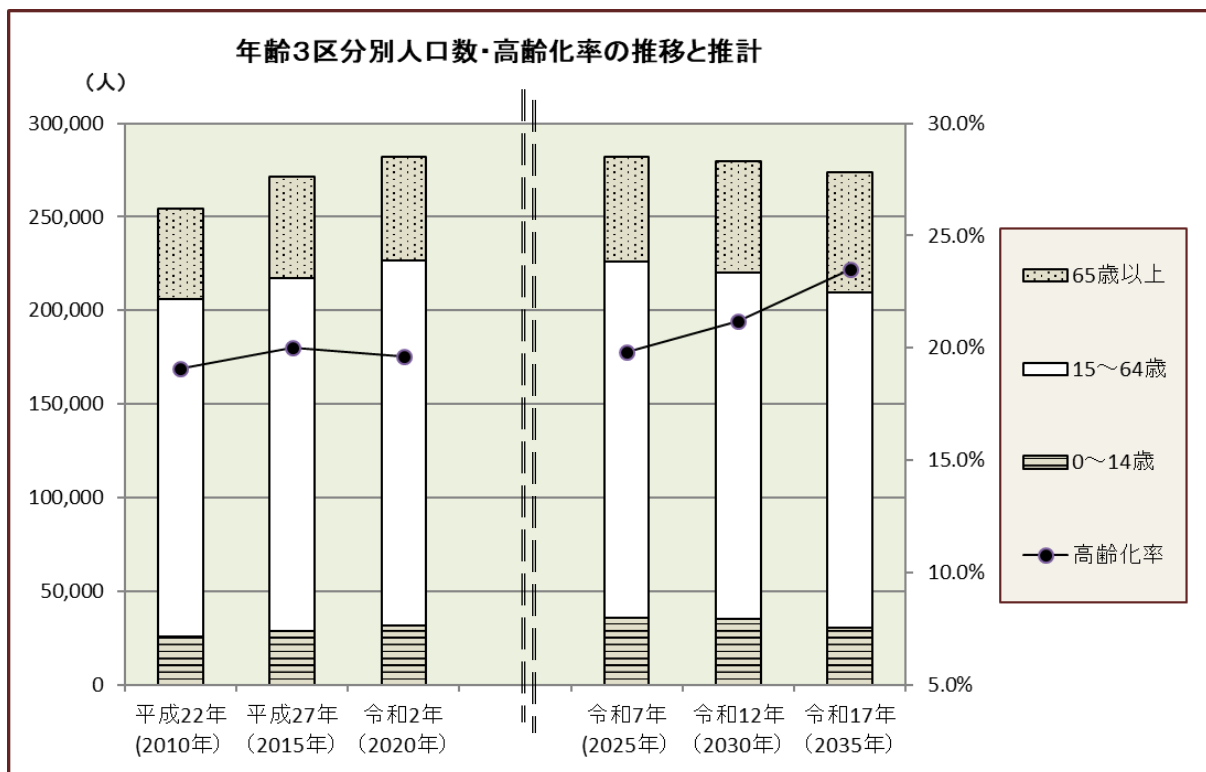
年齢3区分別人口数・高齢化率

【推移(人)】

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
0～14歳	25,854	28,656	31,484
15～64歳	180,050	188,577	195,277
65歳以上	48,603	54,168	55,321
高齢化率	19.1%	20.0%	19.6%

【推計(人)】

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)
0～14歳	35,861	35,144	30,278
15～64歳	190,159	185,137	179,244
65歳以上	55,820	59,149	64,480
高齢化率	19.8%	21.2%	23.5%



【資料】

推移は住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計は目黒区人口・世帯数の予測（住民基本台帳ベース）

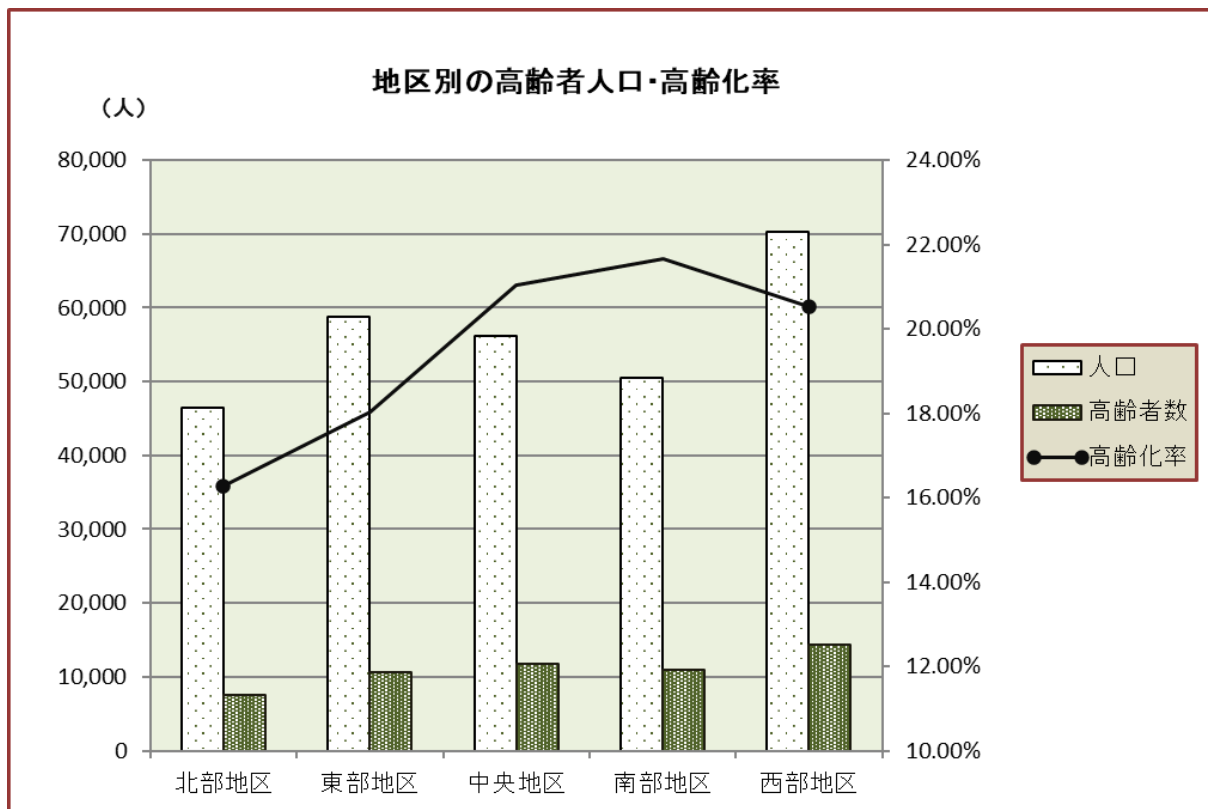
3 地区別の高齢者人口・高齢化率

ア 5地区別に65歳以上の高齢者人口を見ると、最も多いのは西部地区の14,420人であり、最も少ない北部地区の7,573人との差は、6,847人となっています。

イ 5地区別に見た高齢化率では、最も高いのは南部地区で21.66%、最も低いのは北部地区で16.28%となっています。

地区別の高齢者人口・高齢化率

	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区
人口	46,521	58,722	56,181	50,434	70,224
高齢者数	7,573	10,593	11,813	10,922	14,420
高齢化率	16.28%	18.04%	21.03%	21.66%	20.53%



【資料】

住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

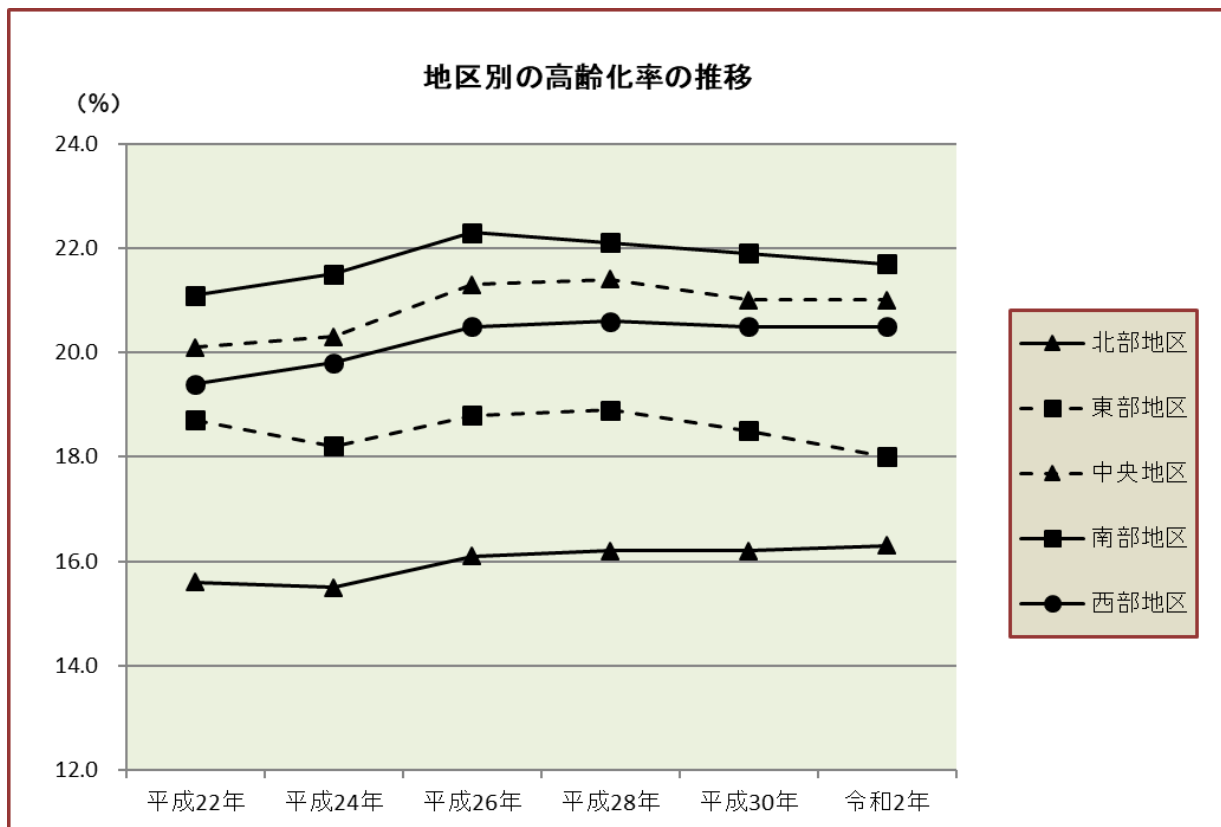
4 地区別の高齢化率の推移

5地区別の高齢化率については、平成26年以降は、ほぼ横ばいとなっています。

地区別の高齢化率の推移

(%)

	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
北部地区	15.6	15.5	16.1	16.2	16.2	16.3
東部地区	18.7	18.2	18.8	18.9	18.5	18.0
中央地区	20.1	20.3	21.3	21.4	21.0	21.0
南部地区	21.1	21.5	22.3	22.1	21.9	21.7
西部地区	19.4	19.8	20.5	20.6	20.5	20.5



【資料】

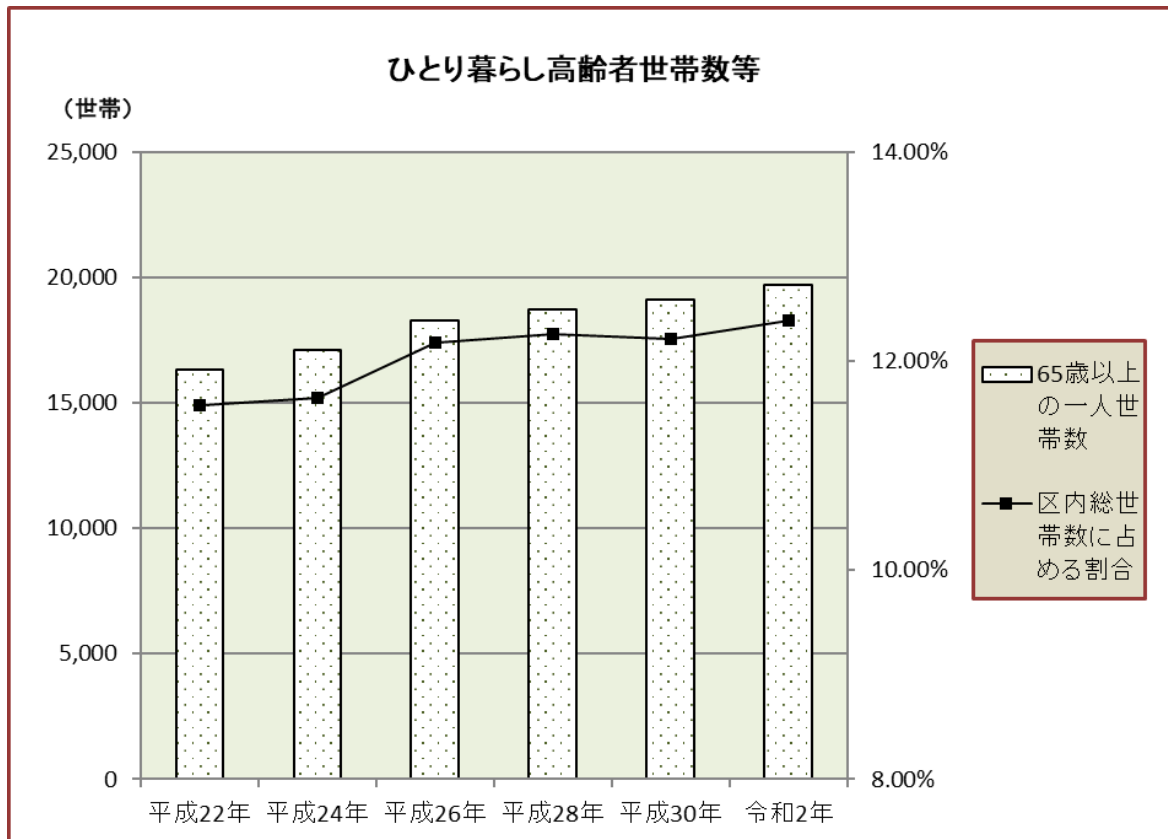
住民基本台帳（各年10月1日現在）

5 ひとり暮らし高齢者世帯数等

ひとり暮らし高齢者は、世帯数及び世帯割合ともに増加傾向にあります。

ひとり暮らし高齢者世帯数等

	(世帯数)					
	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
65歳以上の一人世帯数	16,319	17,122	18,258	18,726	19,096	19,690
区内総世帯数に占める割合	11.58%	11.65%	12.17%	12.26%	12.21%	12.38%



【資料】

住民基本台帳（各年10月1日現在）

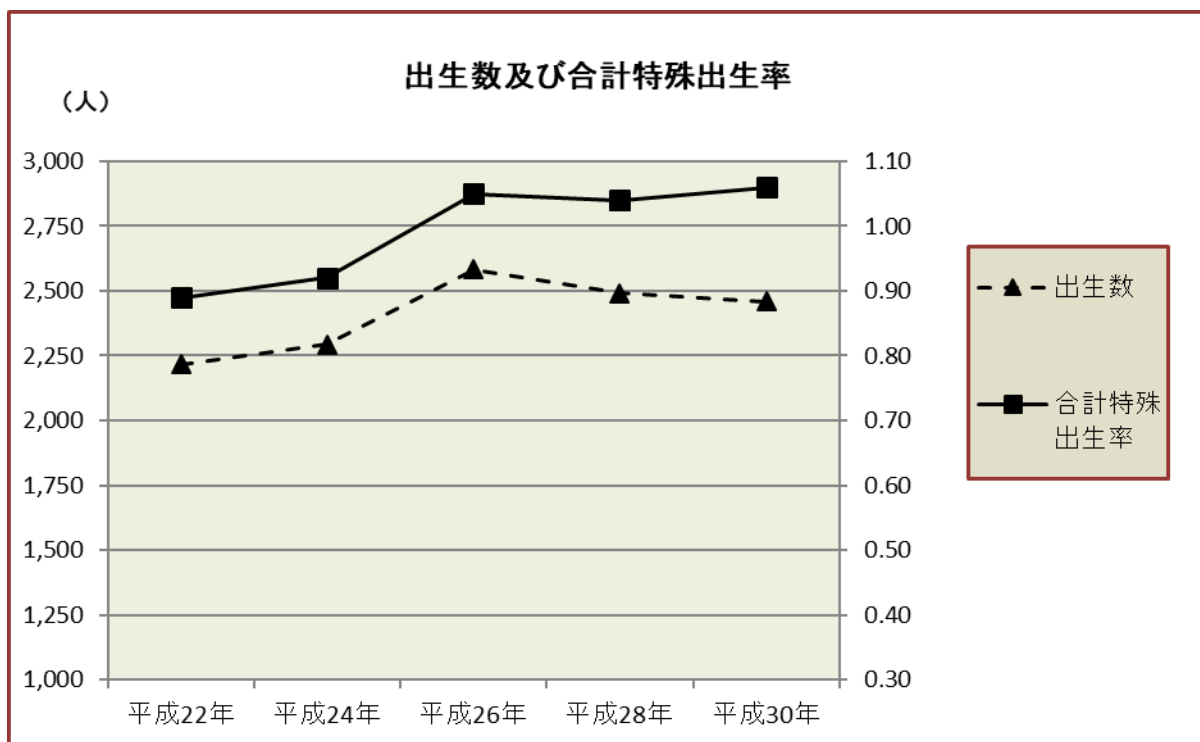
6 出生数及び合計特殊出生率

合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均）は、1.0を超えた平成26年以降は、ほぼ横ばいとなっています。

出生数及び合計特殊出生率

(人)

	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
出生数	2,217	2,292	2,583	2,492	2,458
合計特殊出生率	0.89	0.92	1.05	1.04	1.06



【資料】

東京都福祉行政・衛生行政統計（東京都保健福祉局）

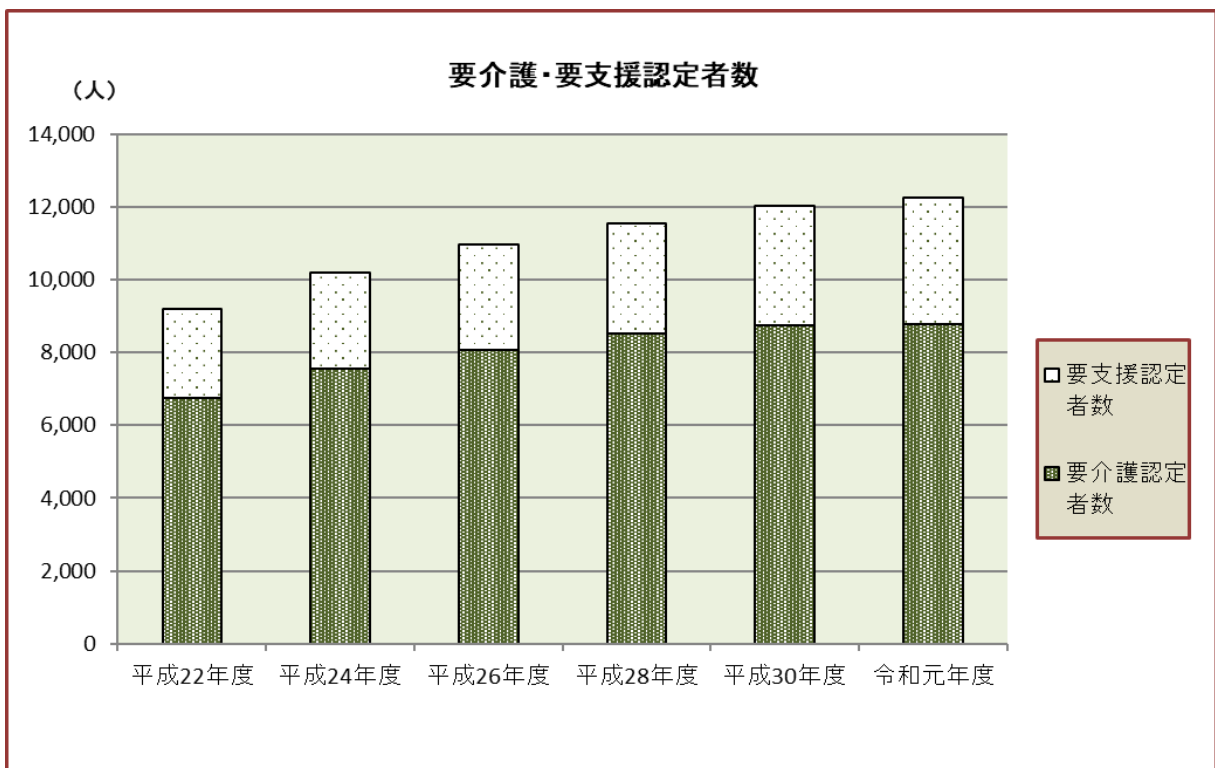
7 要介護・要支援認定者数

要介護認定者、要支援認定者ともに増加傾向にあります。

要介護・要支援認定者数

(人)

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定者数	6,743	7,567	8,066	8,509	8,739	8,764
要支援認定者数	2,449	2,617	2,900	3,038	3,271	3,473
計	9,192	10,184	10,966	11,547	12,010	12,237



【資料】

各年度末現在

8 障害のある人の状況

知的障害のある人は、増加傾向にあります。精神障害のある人は、平成 22 年度に比べ約 1.5 倍に増えています。

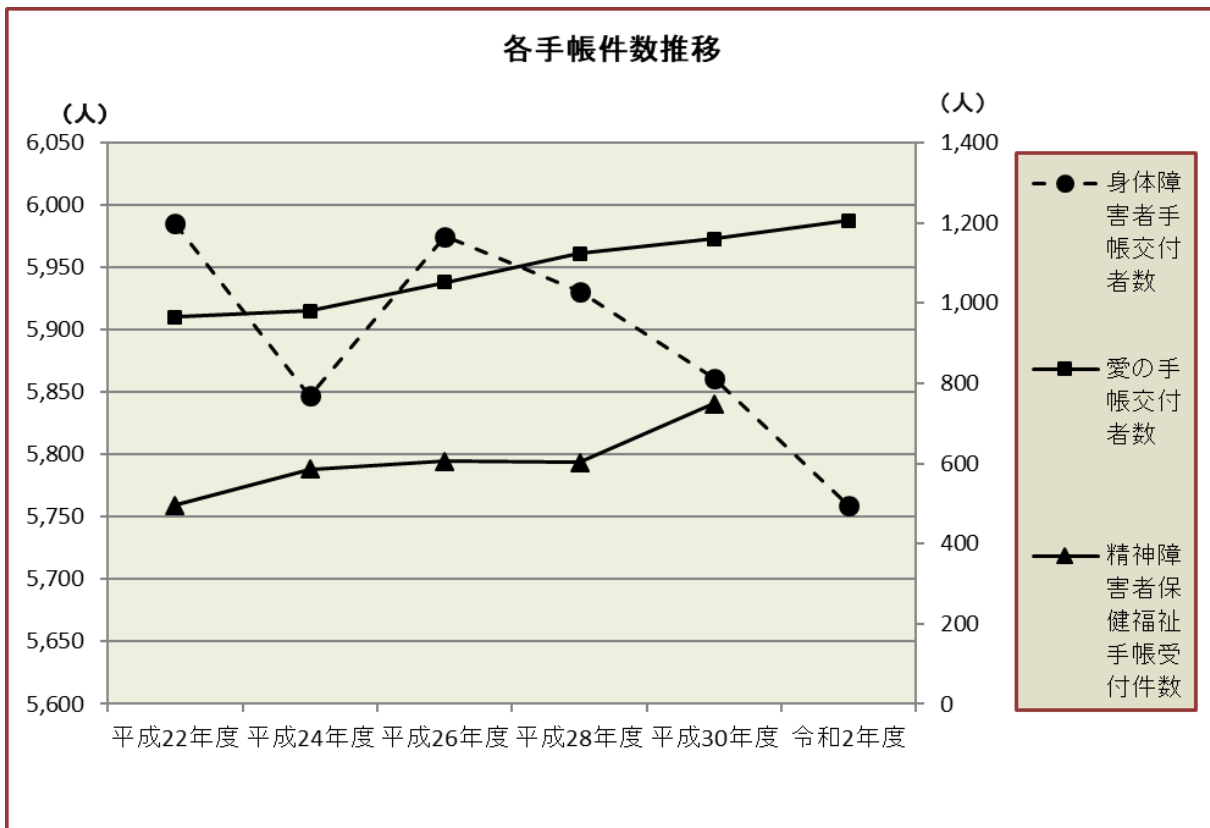
障害のある人の状況

身体障害者手帳交付者数(平成29年7月末現在) (人)

	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
交付者数	368	436	66	2,773	2,116	5,759

身体障害者手帳及び愛の手帳交付者数、精神障害者保健福祉手帳受付件数推移 (人)

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度
身体障害者手帳交付者数	5,985	5,847	5,975	5,931	5,861	5,759
愛の手帳交付者数	965	981	1,052	1,124	1,160	1,206
精神障害者保健福祉手帳受付件数	495	586	605	603	749	---



【資料】

身体障害者手帳交付者数及び愛の手帳交付者数は各年度7月末現在
精神障害者保健福祉手帳受付件数は各年度末現在

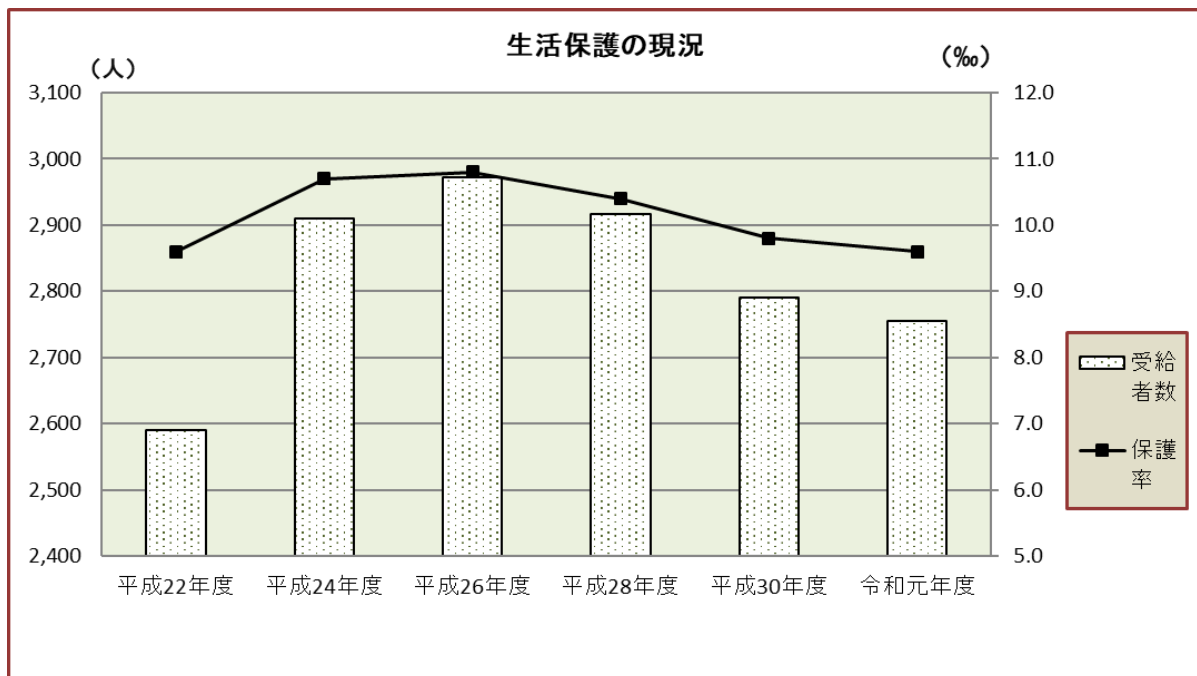
9 生活保護の現況

生活保護受給者数及び保護率は、平成 26 年度以降、令和元年度までは、やや減少傾向にあります。

生活保護の現況

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	2,591	2,909	2,972	2,916	2,790	2,755
保護率	9.6	10.7	10.8	10.4	9.8	9.6

※生活保護率は人口 1,000 人当たりの被保護人員数の割合であり、千分率である ‰（パーミル）で表記している。



【資料】

東京都福祉行政・衛生行政統計（東京都保健福祉局）

1 介護保険居宅サービス利用者調査

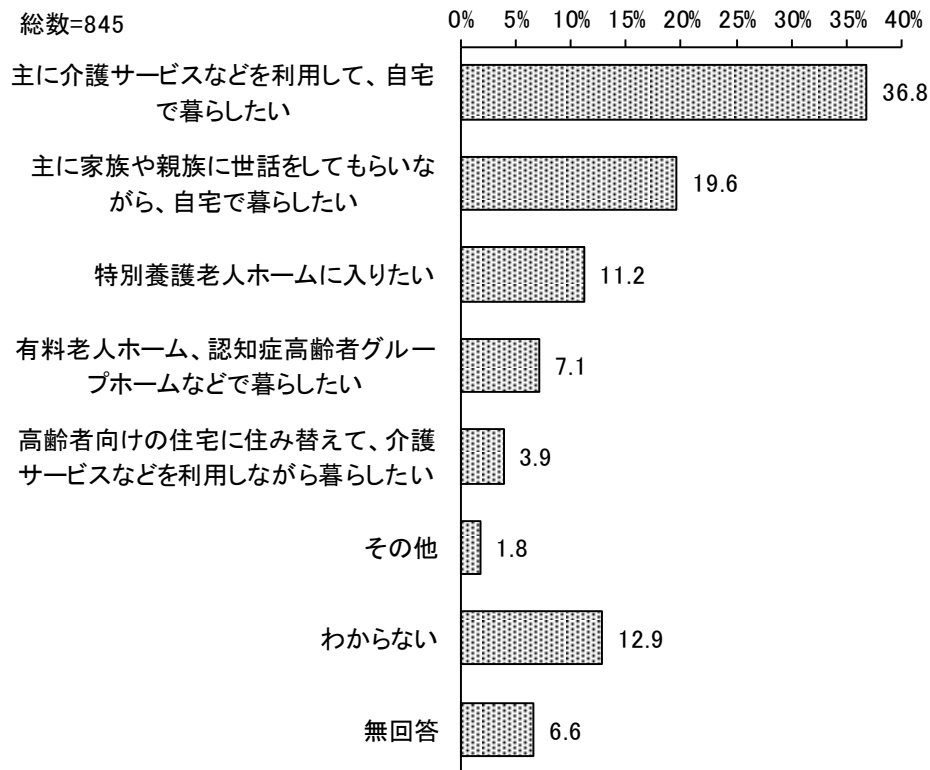
実施：令和元年11月～12月

対象：介護保険居宅サービスを利用している要介護1～5の介護保険被保険者、2,000人

※調査結果の詳細は「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査、高齢者の生活に関する調査報告書」（令和2年3月）を参照

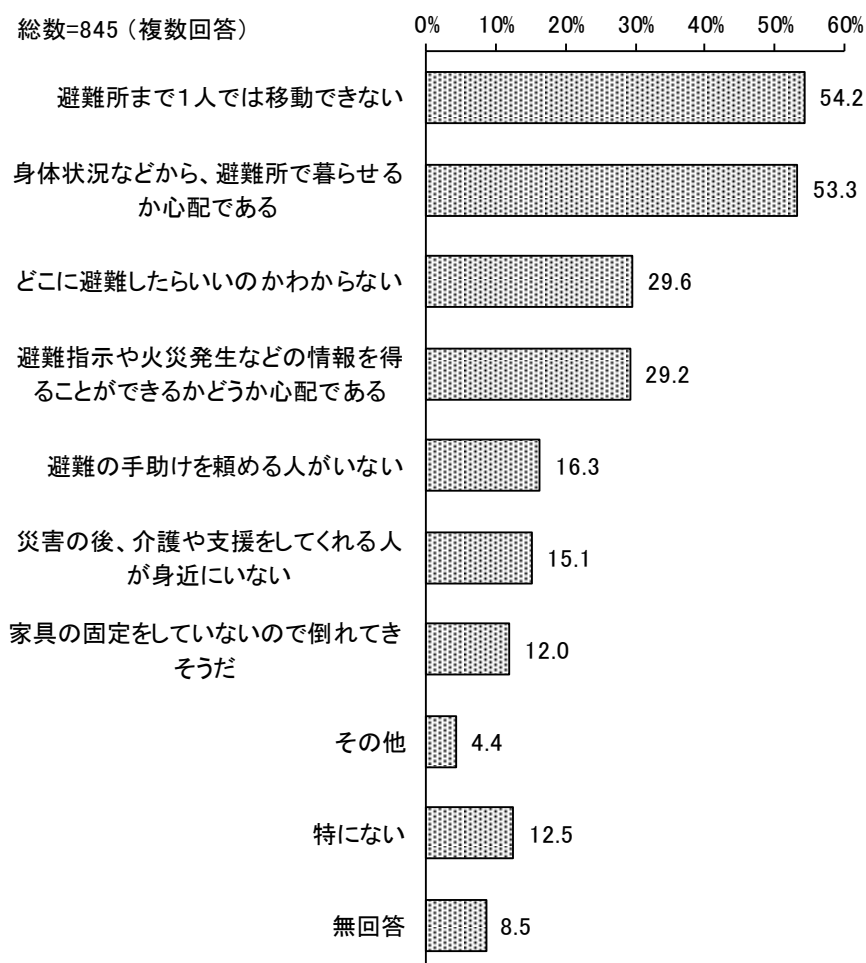
＜要介護度が重くなった場合に希望する暮らし方＞

問 今後、要介護度が重くなった場合、あなたはどのような暮らし方をしたいと思いますか。



<災害時の対策について>

問 災害時（地震や風水害等）や火災などの緊急時の対応について、不安なことはありますか。（複数回答）



2 在宅介護実態調査

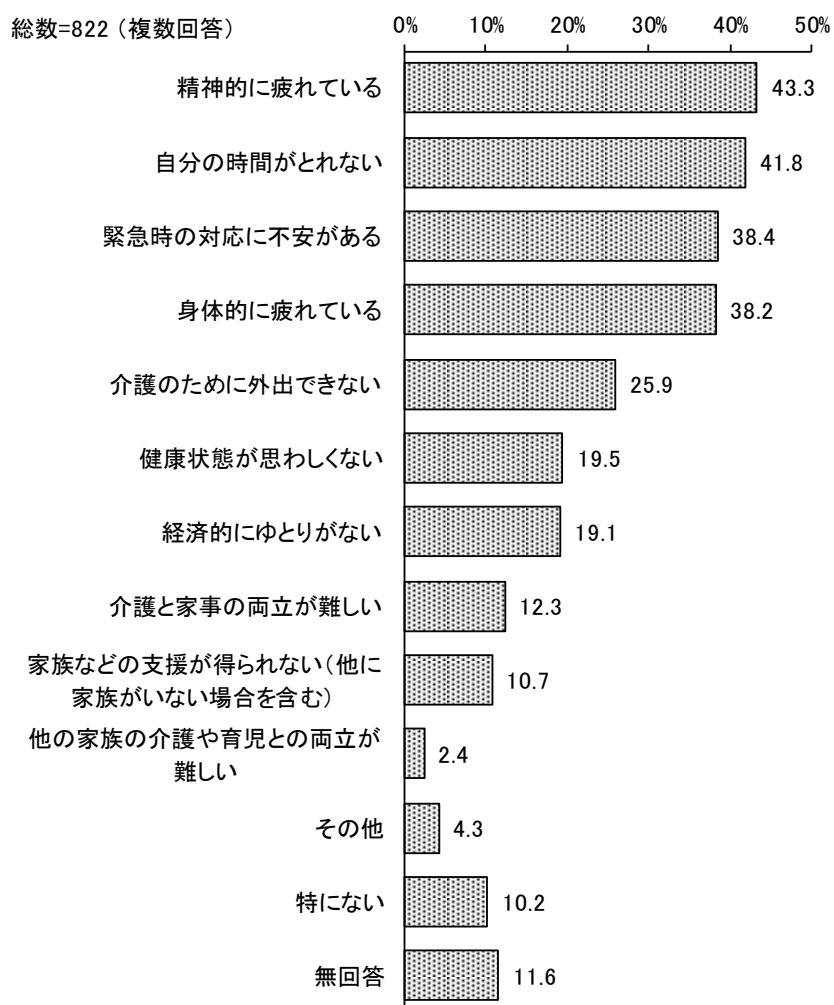
実施：令和元年11月～12月

対象：同時に調査を実施した「介護保険居宅サービス利用者調査」及び「介護保険サービス未利用者調査」の対象者を介護している家族等、2,500人

※調査結果の詳細は「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査、高齢者の生活に関する調査報告書」（令和2年3月）を参照

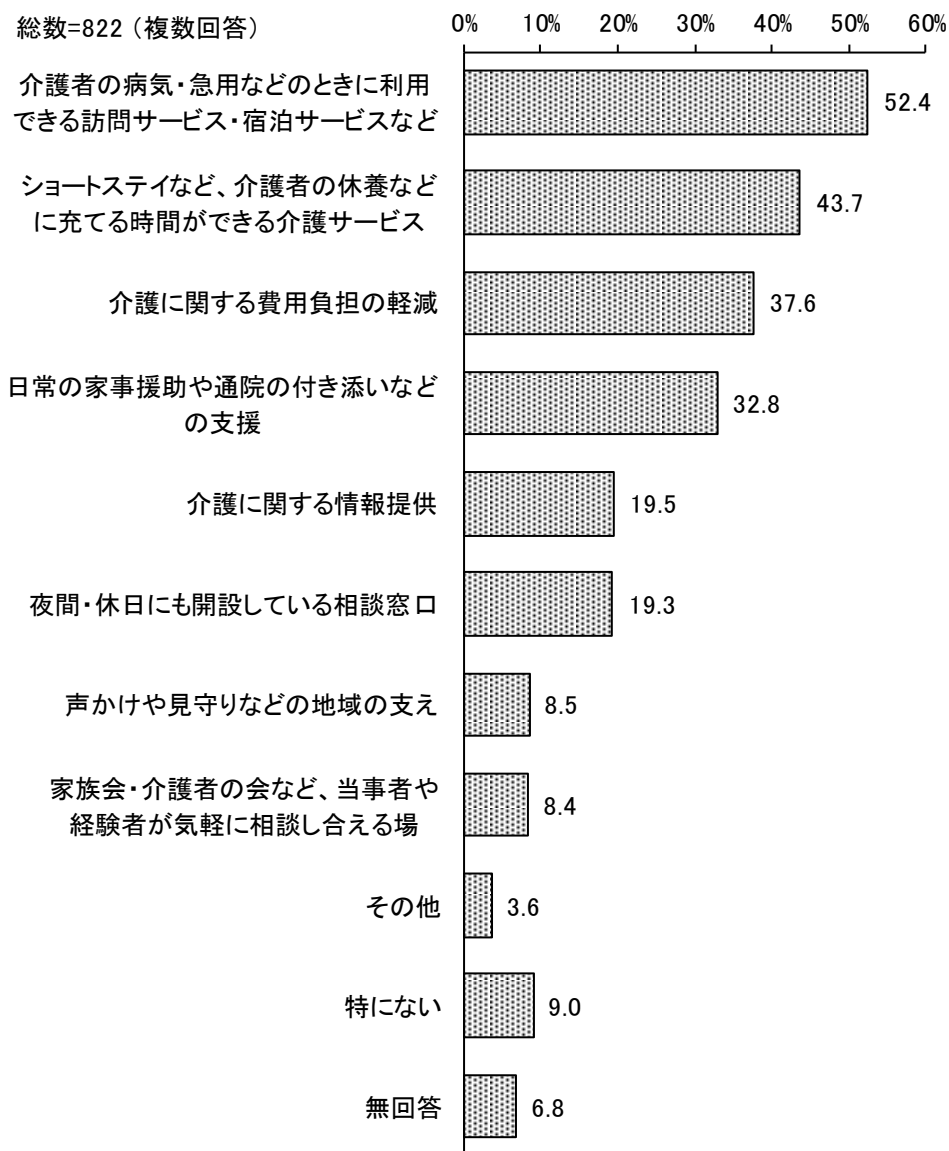
<主な介護者の介護と仕事の両立以外の困りごと>

問 主な介護者の方は、介護と仕事との両立以外にどのようなことにお困りですか。
(複数回答)



<主な介護者が求める支援>

問 主な介護者の方は、安心して介護をするためには、どのような支援が必要だと思いますか。（複数回答）



3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

実施：令和元年11月～12月

対象：区内在住の要支援2以下の介護保険第1号被保険者（要介護認定を受けていない被保険者を含む）3,500人

※調査結果の詳細は「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査、高齢者の生活に関する調査報告書」（令和2年3月）を参照

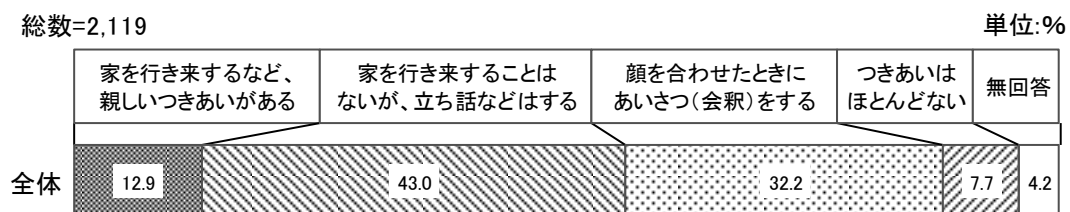
<地域活動への参加意向>

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



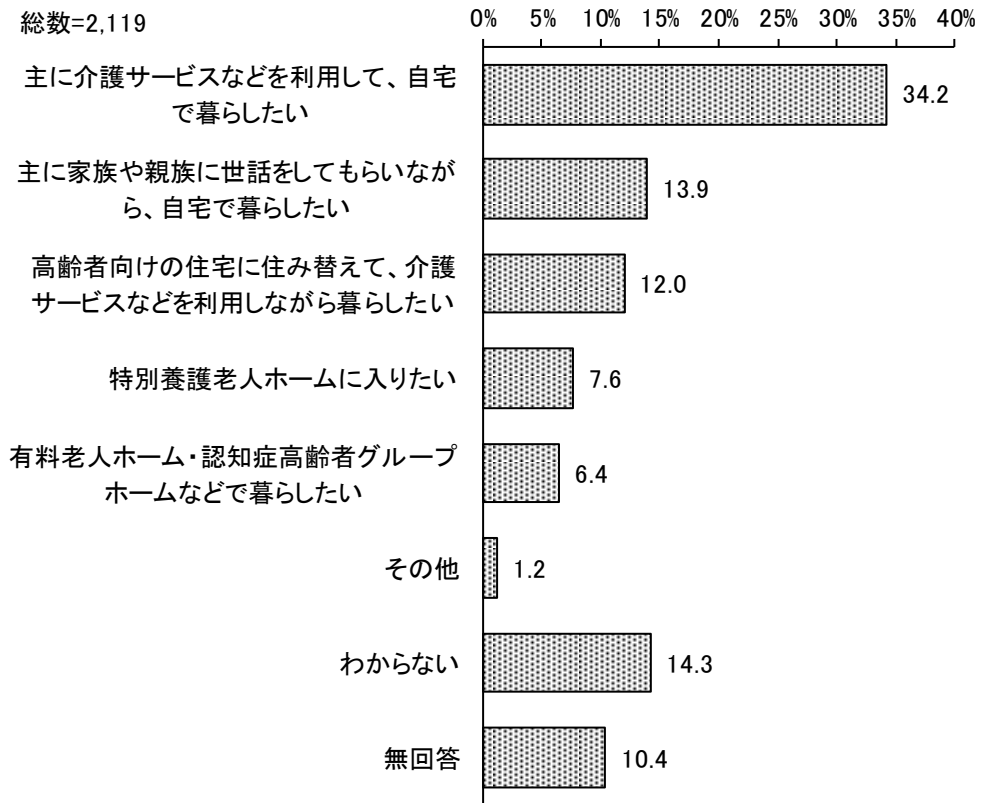
<近隣の人との交流>

問 ふだん近隣の人とどのような交流がありますか。



<介護が必要になった場合に希望する暮らし方>

問 今後、介護などが必要になった場合、あるいは要介護度が重くなった場合、あなたはどのような暮らし方をしたいと思いますか。



4 サービス提供事業所調査

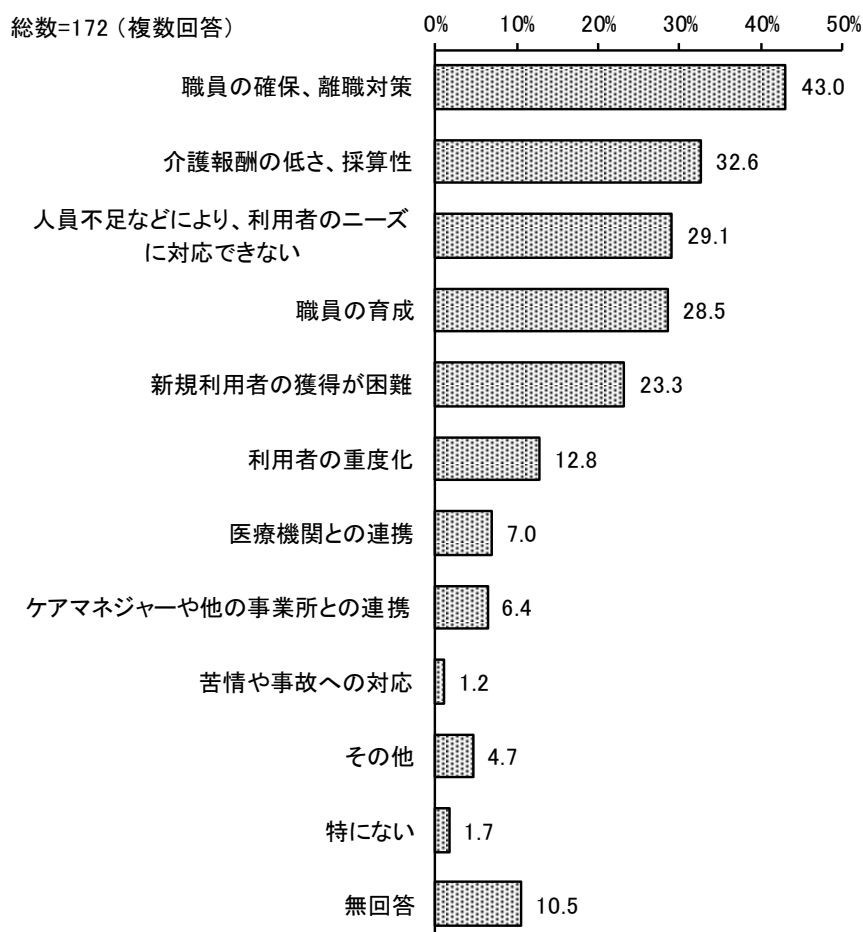
実施：令和元年11月～12月

対象：目黒区被保険者5人以上に介護サービスを提供している区内及び区外の事業所（みなし指定事業所を除く）、300事業所

※調査結果の詳細は「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査、高齢者の生活に関する調査報告書」（令和2年3月）を参照

<事業所運営にあたっての課題>

問 事業所の運営にあたり課題となっていることはありますか。（回答は3つまで）



5 高齢者の生活に関する調査

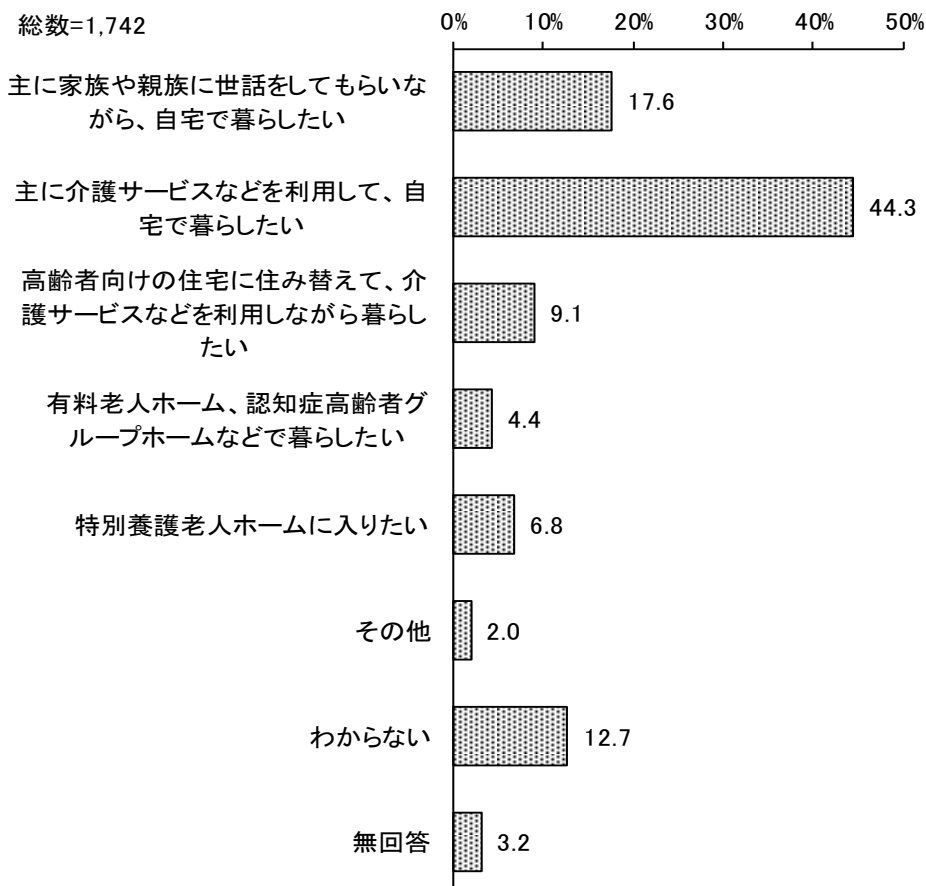
実施：令和元年11月～12月

対象：区内在住の65歳以上の高齢者（同時に調査を実施した「介護保険居宅サービス利用者調査」、「介護保険サービス未利用者調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の対象者を除く）、3,000人

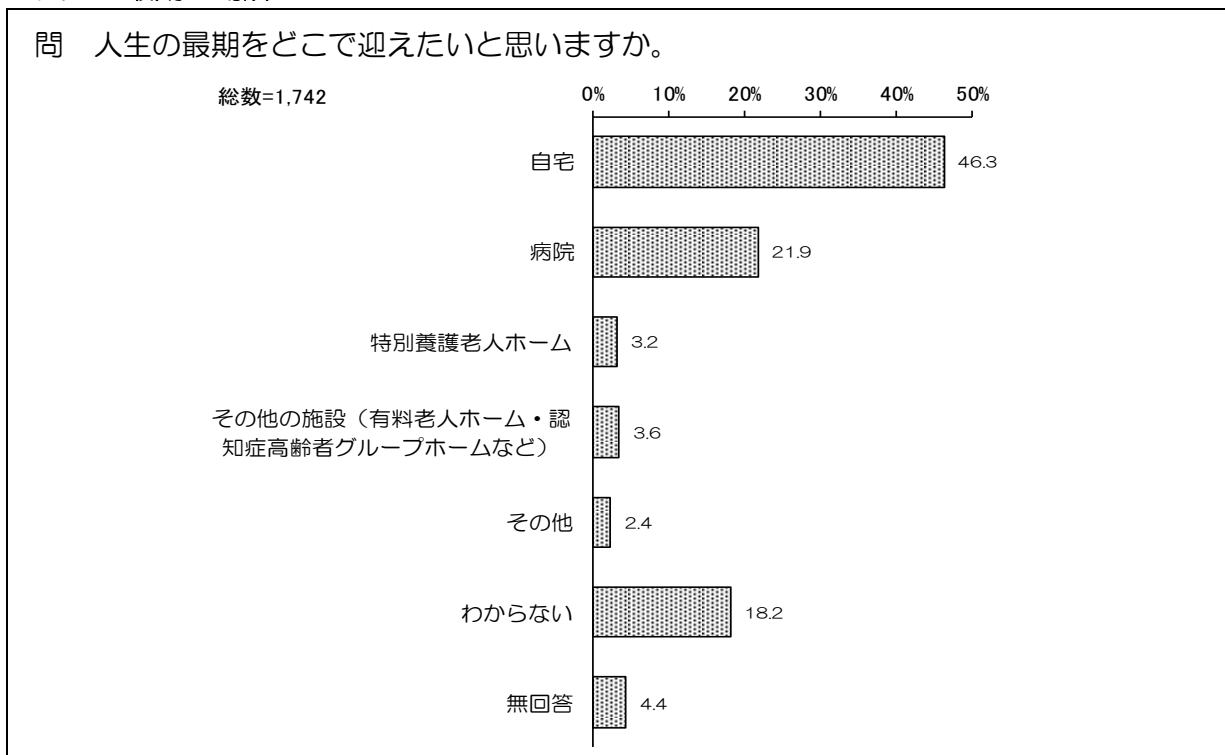
※調査結果の詳細は「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査、高齢者の生活に関する調査報告書」（令和2年3月）を参照

<介護などが必要になったときの暮らし方>

問 今後、介護などが必要になったとき、どのような暮らし方をしたいと思いますか。



<人生の最期の場所>



6 障害者向けアンケート

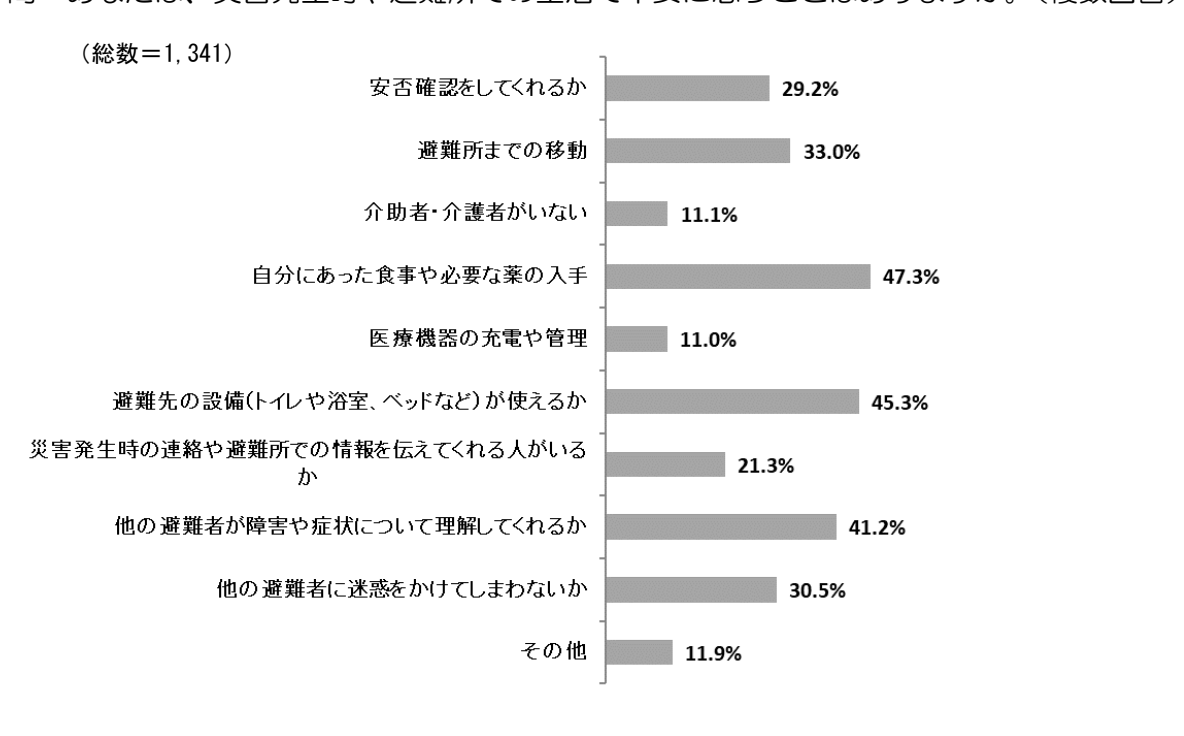
実施：令和元年9月～10月

対象：障害者に関する手帳を持つ人及び難病患者の方

※調査結果の詳細は「目黒区障害者策定に関する調査報告書」(令和2年3月)を参照

<防災について>

問 あなたは、災害発生時や避難所での生活で不安に思うことはありますか。(複数回答)



7 健康づくり調査

実施：令和元年8月

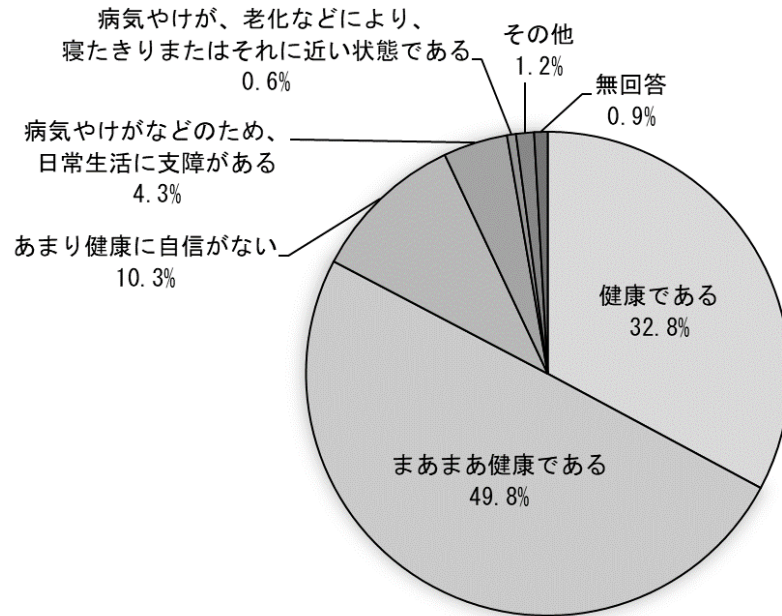
対象：区内在住の18歳以上の区民、3,000人

※調査結果の詳細は「健康づくり調査報告書」（令和元年12月）を参照

<健康状態について>

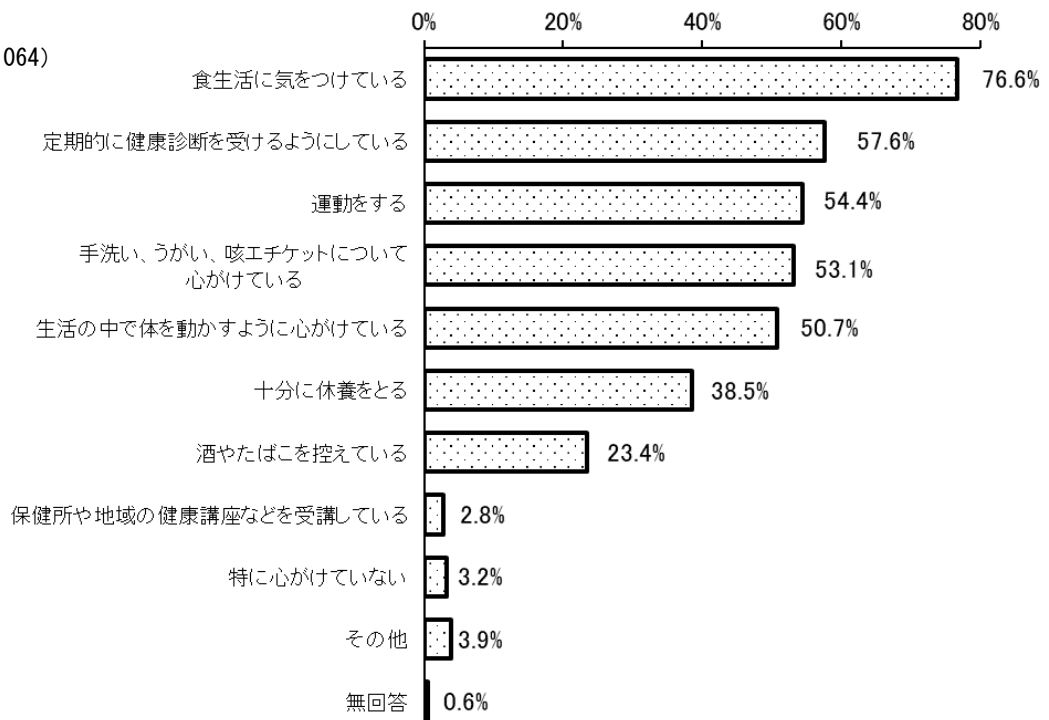
問 あなたの現在の健康状態は、どれにあたりますか（当てはまるもの1つを回答）。

（総数=1,064）



問 健康づくりのために、どのようなことを心がけていますか。（当てはまるものすべてを回答）

（総数=1,064）



1 地域共生社会の実現に関する法改正

➤地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和2年6月公布、令和3年4月施行(一部の規定は公布日等施行))

＜改正の趣旨＞

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

＜改正の概要＞

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援(社会福祉法、介護保険法)
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進(介護保険法、老人福祉法)
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進(介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化(介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律)
- 社会福祉連携推進法人制度の創設(社会福祉法)

2 障害福祉に関する法改正

➤障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年6月公布、令和2年4月施行(一部の規定は公布日等施行))

＜改正の趣旨＞

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

＜改正の概要＞

- 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
- 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

3 生活困窮に関する法改正

➤生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年6月公布、平成30年10月施行（一部の規定は公布日等施行））

<改正の趣旨>

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

<改正の概要>

- 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）
- 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）
- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

4 子育てに関する法改正

➤児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年6月公布、令和2年4月施行（一部の規定は令和4年及び令和5年4月1日施行））

<改正の趣旨>

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

<改正の概要>

- 児童の権利擁護（児童虐待防止法及び児童福祉法）
- 市区町村及び児童相談所の体制強化等（児童虐待防止法及び児童福祉法）
- 児童相談所の設置促進（児童福祉法）
- 関係機関間の連携強化（児童虐待防止法及び児童福祉法）
- 検討事項等

➤子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和元年6月公布、令和元年9月施行）

<改正の趣旨>

目的規定に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することを明記。

<改正の概要>

- 市区町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。

【あ行】

◇ICT（アイ・シー・ティー）

情報通信技術のこと。Information & Communications Technology の略。

◇アウトリーチ

生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

◇医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

◇SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

【か行】

◇グループホーム

認知症高齢者や障害者等が、食事提供その他の日常生活の支援や機能訓練等のサービスを受けながら、地域で少人数の共同生活を行う住宅。

◇健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味する。

◇ゲートキーパー

地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。自殺対策に関する知識を持つ人のこと。「命の門番」といわれる。

◇権利擁護

高齢や障害などのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスが利用できるよう支援し、本人の権利を擁護すること。

◇高次脳機能障害

事故による頭部外傷や脳血管障害など、脳の損傷等による後遺症等として生じる言語・思考・記憶・行動等の認知機能の障害。

◇合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（社会における事物、制度、慣行、観念等）を取り除くために必要な配慮を行うことをいう。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なる。

◇コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）

地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、制度の狭間にいる人に寄り添い、地域の人とともに支援していくことを通して、個人の問題を地域共通の課題ととらえ、住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職。「地域福祉コーディネーター」ともいう。

【さ行】

◇災害時要配慮者

災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者などをいう。さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども要配慮者として考えられる。

◇受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

◇小規模多機能型居宅介護

認知症など的高齢者が、利用者の選択によって「通い」を中心に、利用者のその時々の状態に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて受ける介護サービス。なお、訪問看護を組み合わせた複合型サービス「看護小規模多機能型居宅介護」もある。

◇重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害という。その状態の子どもを重症心身障害児、成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と定義。

◇重層的支援体制整備事業

令和2年6月、社会福祉法改正に伴い創設された国の事業。市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施するもの。

◇食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

◇人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

どのように生活して、どのような医療や介護を受けて、人生の最期を迎えるかについて、自分自身で考え、家族や信頼できる人、医療・介護の関係者と繰り返し話し合うこと。

◇生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義している。

◇生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の支え合い活動を始めたとした高齢者の生活支援サービスの提供体制整備に向けたコーディネート機能を果たす役割を担う職員。

◇生活習慣病

高血圧症、糖尿病（インスリン非依存性）、脂質異常（家族性を除く）をはじめ、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などを総称している。

◇成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人について、自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度。

◇ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

貧困やホームレス状態に陥った人々、障害や困難を有する人々、制度の谷間にあって社会サービスの行き届かない人々を排除し孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むこと。社会的包摂ともいう。

【た行】

◇地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◇地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

◇地域包括支援センター

全ての区民を対象とした保健福祉の総合相談を実施する「支援を必要とする全ての人を支える地域包括ケアシステムの地域拠点」と位置づけられた機関。保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスや介護保険認定申請の受付業務を実施している。

◇地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービス体系で、区市町村が事業者の指定や監督を行い、サービスの利用は、原則としてその区市町村の被保険者に限定される。対象サービスは、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（利用定員18人以下の通所介護）などがある。

【な行】

◇認知症ケアパス

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ認知症の人とその家族に提示されるようにするもの。

◇認知症サポーター

「認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支える応援者」として、全国で養成が進められているもの。1時間半程度の養成講座を受けてサポーターとなる。日ごろの生活や仕事の中で温かく見守ることが基本的な役割とされている。

【は行】

◇8050（はちまるごーまる）問題

ひきこもりや離職等によって、80代の親と50代の子など、高齢の親と中年の子の世帯が生活上の困難を抱え、社会から孤立してしまうこと。

◇発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされる。

◇バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくことをいう。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面である。

◇ひきこもり

厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念」とされている。

◇避難行動要支援者

災害等が発生、または、発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難なため、円滑・迅速な避難の確保などの支援を要する人のこと。

◇フレイル

「筋力」、「認知機能」、「社会とのつながり」が低下し、「加齢等により心身が衰えた状態」のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。フレイルは、早く気づき対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。

◇福祉教育

憲法に規定された基本的人権に基づき社会福祉問題を素材として学習すること。また、その学習を通して社会福祉制度、活動への関心と理解を進め、誰も疎外することなく共に生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動。

◇放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの。

【ま行】

◇民生委員・児童委員

地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行う。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど区民に最も身近な存在として活動している。

【や行】

◇ヤングケアラー

大人が担うような家族のケア（家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど）をする18歳未満の子ども。18歳から概ね30歳までのケアラーを「若者ケアラー」という。

【ら行】

◇ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・壮年期・老齢期など人間が誕生してから亡くなるまでの生活史上における年代別の各段階。